現場代理人及び主任（監理）技術者通知　裏面

下記工事について、現場代理人、専任の主任技術者、監理技術者を兼任します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 現場代理人氏名 |  | 連絡先 |  |
| 主任技術者氏名 |  | 連絡先 |  |
| 特例監理技術者氏名  ※監理技術者を兼任する場合 |  | 連絡先 |  |
| 兼任する工事１ | 工事番号 |  | |
| 工事名 |  | |
| 工事場所 |  | |
| 工期 |  | |
| 請負金額（税込） |  | |
| 発注機関名 |  | |
| 監督員氏名 |  | |
| 監理技術者補佐氏名  ※特例監理技術者を配置する場合 |  | |
| 兼任する工事２ | 工事番号 |  | |
| 工事名 |  | |
| 工事場所 |  | |
| 工期 |  | |
| 請負金額（税込） |  | |
| 発注機関名 |  | |
| 監督員氏名 |  | |
| 監理技術者補佐氏名  ※特例監理技術者を配置する場合 |  | |

（注）

１　現場代理人、専任の主任技術者、及び特例監理技術者が兼任する場合に記入すること（兼任する部分を記入）。

２　現場代理人を兼任する２件以上の工事の１件あたりの請負金額が設計変更により税込4,500万円（建築一式工事の場合、9,000万円）以上となった場合は、「現場代理人及び主任（監理）技術者変更通知」により変更手続きを行うこと。

３　主任技術者を兼任する２件以上の工事のうち、どちらか一方でも工事途中で下請契約の請負代金の額の合計が税込5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、兼任できなくなるので注意すること。

４　専任の主任技術者等を兼任させる工事の施工場所及び工事概要がわかる仕様書、図面、位置図（様式自由）等兼任要件を満たすことが確認できる資料を提出すること。

５　施工にあたり相互に調整を要する工事の場合は、上記４に加え、施工計画書等兼任要件を満たすことが確認できる資料を提出すること。

６　市発注工事と熊本県発注工事の主任技術者等を兼任させる場合には、県工事の発注者が市発注工事との兼任を承諾していることがわかる書類（工事打合簿等の写し）を提出すること。